

第5章 計画段階環境配慮書に対する意見及び事業者の見解

5.1 知事の意見及び事業者の見解

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第4条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 5-1に示すとおりである。

表 5-1 計画段階環境配慮書に対する知事の意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 本計画段階配慮書では、事業位置や規模の検討の経緯が具体的に示されていない。事業の位置や規模の決定は環境影響評価手続において重要であることから、環境面からの検討の経緯について方法書に記載すること。</p>	<p>事業位置については、環境面の比較・評価も踏まえて建設候補地の比較・検討を行っており、その選定経緯の概要は、計画段階環境配慮書と同様に、2-6 ページに記載しました。</p> <p>また、事業の規模（処理能力）については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）等に基づき、現時点で想定される必要な規模を算出したものであり、その算出根拠は 2-8 ページに記載しました。</p>
<p>(2) 配慮書において設定された複数案については、単一案に絞り込むに至った検討の経緯及び内容を方法書に記載すること。</p>	<p>計画段階環境配慮書において設定した複数案（煙突高さ）については、計画段階環境配慮書における大気質及び景観に対する影響の比較評価の結果のほか、住民意見等も踏まえて 59 m案を採用することとしました。</p> <p>なお、当該検討経緯等は、「第7章 7.1 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に記載しました。</p>
<p>(3) 環境影響評価項目の選定については、既存施設の解体を行う場合には、必要に応じて見直しを行い、それに伴う騒音、振動、粉じん、廃棄物の発生等による影響を検討すること。</p>	<p>既存施設の解体工事は、本事業の実施に必要な行為ではなく、別の目的で行う別事業であること、また、具体的な実施時期や方法等の詳細は未定であることなどから、本環境影響評価の対象外とすることで考えています。</p> <p>ただし、当該解体工事の実施にあたっては、別途、可能な限り環境に配慮した施工を行うものとし、その環境配慮の方針については、参考として「第2章 2.8 環境保全のための配慮事項」に記載しました。</p>
<p>(4) 環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うとともに、住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、環境影響評価および事業計画へ反映するよう努めること。</p>	<p>環境影響評価手続の実施に当たっては、可能な限り、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うよう努めます。</p> <p>また、環境影響評価手続における意見聴取等により住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、可能な限り、環境影響評価及び事業計画へ反映するよう努めます。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(5) 環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、必要に応じて専門家の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討すること。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、必要に応じて専門家の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討します。</p> <p>なお、対象地域において特徴的な歴史的文化的遺産（坑道跡）や自然環境（猛禽類）については、対象地域及び環境要素に精通する専門家等へのヒアリングを実施したうえで、調査、予測及び評価等を実施します。</p>
<p>(6) 方法書以降の図書の作成に当たっては、既存施設との比較を交えつつ、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を活用するなど、地元住民等に分かりやすい内容となるよう配慮すること。</p>	<p>「第2章 対象事業の目的及び内容」における対象事業の経緯・目的（2-1 ページ）や、公害防止目標値（2-16 ページ～）については、現状・既存施設との比較を示すなどにより、分かりやすく示すことに留意しました。</p> <p>また、今後の図書や説明資料の作成に当たっては、必要に応じ、既存施設との比較を交えるほか、専門的な表現を可能な限り避け、解説や図表を活用するなど、地元住民等に分かりやすい内容となるよう努めます。</p>
<p>2 個別的事項</p>	
<p>【大気環境】</p>	
<p>(1) 施設配置、処理方式等の具体的な検討を行うに当たっては、大気質のほか騒音、振動、悪臭等による周辺の住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めること。</p>	<p>今後、施設配置等の具体的な検討を行うに当たっては、大気質のほか騒音、振動、悪臭等による影響を調査、予測及び評価するとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺の住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。</p> <p>なお、焼却施設の処理方式については、ストーカ式及びシャフト炉式について、「直近10年の実績、持続可能な廃棄物処理、立地条件への対応、経済性、エネルギー利活用、カーボンニュートラル、災害への対応」の観点で比較検討を行った結果、ストーカ式を選定することとしました。（2-11 ページ参照）</p>
<p>(2) 焼却施設からの排ガスによる影響について、最新の気象データ及び地形を反映した調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>大気質に係る調査、予測及び評価に当たっては、対象事業実施区域付近における最新の地上気象（風向・風速、日射量・放射収支量）について、1年間連続の詳細な調査を行うほか、上空風の状況等を把握するため、四季の上層気象調査を実施します（6-13 ページ～参照）。</p> <p>焼却施設からの排ガスによる影響の予測及び評価においては、当該気象観測データを用いるとともに、地形の起伏を考慮した詳細な拡散予測を行います。</p>

知事意見	事業者の見解
【水環境】	
(3) 工事時における濁水の影響について検討すること。	工事時における濁水(水質)の影響について、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行います。
【動物・植物・生態系】	
(4) 対象実施想定区域及びその周辺では、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されているため、現地調査を適切に実施した上で、生息・生育環境への影響を把握し、必要に応じて保全措置を検討すること。	対象実施想定区域及びその周辺においては、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されており、事業の実施により影響が生じる可能性が考えられることから、動物・植物・生態系を環境影響評価項目として選定し、現地調査を適切に実施します。 その結果を踏まえ、生息・生育環境への影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
【景観】	
(5) 煙突の形状及び色彩については、周辺景観との調和に配慮した計画とすること。	煙突の形状及び色彩については、周辺景観との調和に配慮した計画とするよう留意します。
【廃棄物等】	
(6) 工事に伴い発生する廃棄物について、適切に処理するとともにリサイクルの推進に努めること。	工事に伴い発生する廃棄物については、適切に処理するとともに、リサイクルの推進に努めます。
【温室効果ガス等】	
(7) 可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減すること。また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、温室効果ガスの削減が図られるよう検討すること。	可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減するよう務めます。 また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、温室効果ガスの削減に留意して検討します。

5.2 一般の意見及び事業者の見解

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第4条の6第1項の規定に基づき環境の保全の見地からの一般の意見を求めた結果、同条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）第2条の7第5項の規定に基づく意見書が1通提出された。

当該意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、表 5-2に示すとおりである。

表 5-2 計画段階環境配慮書に対する一般の意見及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>1 事業の目的及び内容</p>	
<p>令和27年 佐賀県人口は65万人、本市人口は85,955人とされ、令和2年国勢調査による117,373人から約28%減少するものと推計されている。そう考えると、当然ごみの排出量も減少していくと考えられる。</p> <p>本市の持続的発展を考慮して、中長期的な視点に立ち、予防保全型の計画的な維持管理を柱とした長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を進めてほしい。</p>	<p>現施設におきましては、平成26年度から長寿命化事業を行い、延命化を図ったところがございますが、新施設についても、中長期的な視点に立ち、ストックマネジメントの考え方や環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」等を踏まえて長寿命化を図る予定としており、ライフサイクル全体で安全でかつ経済的な施設に資する施設となるように努めてまいります。</p>
<p>3章 3.2.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況（P.3-3）について、ごみ処理施設がダイオキシン類など各種有害物質に対して、厳しい排ガスや排水などの基準値をクリアしながら運転管理されていると思う。</p> <p>しかし、運転管理においては、低炭素及び循環型社会を実現するための目指す具体的指標値などが無いと思う。今後、これらの目指すべき指標設定が課題であり、低炭素、循環型社会に対応した新ごみ処理施設整備事業の実現に向けて押し進めてほしい。</p>	<p>本市では、プラスチックの資源化を進めていくほか、新施設の整備事業においては、ごみ発電設備の整備や脱炭素技術の導入により、脱炭素社会及び循環型社会の形成に対応してまいります。</p> <p>具体的な指標については、環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に記載のあるエネルギー回収率（方式・規模により異なる）を遵守し、適切な温室効果ガスの削減を目指していきます。</p> <p>なお、本市では令和5年3月に「唐津市ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、「唐津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減、2050年には実質ゼロとすることを目標として掲げており、廃棄物部門におきましても、2030年度に同比0.4%削減、2050年度に同比22.1%削減できるように進めてまいります。</p>
<p>6章 総合評価の部分について「環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。」とある。</p> <p>新ごみ処理施設の運転管理においては、環境保全措置の面だけではなく、エネルギー的、経済的、マテリアルの側面からも対策の検討を行なってほしいと考える。</p>	<p>環境影響評価においては、佐賀県環境影響評価条例及び同技術指針を踏まえ、環境への影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を今後選定し、当該項目についての調査、予測・評価を行った上で、必要な環境保全対策を検討していきます。</p> <p>ご意見のエネルギー的、経済的、マテリアルの側面での対策については、施設整備基本計画の策定に向けた検討等において、留意してまいります。</p>

意見の概要	事業者の見解
2 計画段階配慮事項に係る調査・予測及び評価の結果、総合評価	
<p>表2-6 複数案の設定の煙突の高さについて、A案59m、B案80mとある。</p> <p>概要でも既存施設の煙突の高さはA案59mと同様の高さである。</p> <p>景観についてもP.6-1の中で、A案は、岸岳等のスカイラインの切断は生じず、景観への影響は小さいとのことである。</p> <p>A案は航空法の観点からもクリアしているようで、これからもA案の導入には賛成である。</p>	<p>ご意見のとおり、景観への影響については、A案（59m案）及びB案（80m案）共に、影響は小さいと考えています。また、A案はB案に比べて煙突部分の仰角が若干小さくなり、現況より視認性は小さくなることから、A案の方が相対的に優位と評価しています。</p> <p>煙突高さについては、計画段階環境配慮書におけるこれらの評価の結果及びいただいたご意見等も踏まえ、決定していきたく考えています。</p>
3 その他	
<p>本市のごみの搬入量は、平成26年度が36,390トンで、平成17年度以降は、わずかに減少傾向。焼却後の最終処分については、唐津市清掃センター最終処分場が満杯のため、焼却残渣等は、（一般財団法人）佐賀県環境クリーン財団が設置した最終処分場クリーンパークさがに、焼却固化灰は、大分市に搬入している。</p> <p>いつまでもクリーンパークさがや大分市に依存することはできない。本市で出たごみは最終処分まで本市で行うべきが基本。最終処分場の確保は課題であり、新ごみ処理施設整備事業については、早急に進めなければいけない案件である。</p> <p>そのためには地域住民との話し合いで理解を得なければならない。十分な説明と配慮をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市で排出されたごみについては、本市で最終処分まで行うことが基本であることから、最終処分場の確保は課題であると認識しています。</p> <p>現在は老朽化している「ごみ処理施設」の整備を優先しておりますが、最終処分場については、早急に場所等を含め整備計画を進めるべきと認識はしております。仮に建設に向けた事業に着手した場合には、地域住民への十分な説明や配慮を行うとともに、理解を得られるように努めてまいります。</p>